

昭和50年6月30日

条例第28号

改正 昭和55年3月28日条例第10号

昭和56年3月26日条例第10号

平成3年3月22日条例第5号

平成10年3月25日条例第8号

平成11年3月19日条例第6号

平成13年3月21日条例第3号

平成14年3月22日条例第8号

平成16年12月20日条例第21号

平成17年3月23日条例第9号

平成18年12月25日条例第40号

平成22年3月18日条例第9号

平成23年12月20日条例第23号

平成24年6月29日条例第19号

平成26年12月18日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、本市が精神又は身体に重度の障害を有する者について心身障害者福祉手当（以下「福祉手当」という。）を支給することにより障害者の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において障害者とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から3級までに該当する障害を有する者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級及び2級に該当する障害を有する者

(支給要件)

第3条 福祉手当は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている65歳に達する日前に障害者となつた者に対して支給する。ただし、障害者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第6号までに規定する施設（同項第2号に規定する母子生活支援施設を除く。）に入所しているとき。

(2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関に入院しているとき。

(福祉手当の額)

第4条 福祉手当の額は、障害者1人当たり1月につき3,000円とする。

(申請及び決定)

第5条 福祉手当の支給を受けようとする者は、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 福祉手当の支給については、前項の申請に基づき市長が決定する。

(支給及び支払)

第6条 福祉手当は、当該手当の支給を決定した日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 福祉手当は、毎年4月、8月及び12月にそれぞれその前月までの分を支払う。ただし、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の福祉手当は、その支払期月でない月であつても、支払うことができる。

(支給制限)

第7条 市長は、福祉手当の支給を受けている者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、その全部又は一部を支給しないことができる。

(福祉手当の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により福祉手当の支給を受けた者があるときは、その者に支給した福祉手当の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和50年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において福祉手当の支給要件を備える障害者について昭和50年8月30日までに第5条第1項の規定による申請がなされたときは、第6条第1項の規定にかかわらず、同年7月から福祉手当の支給を始める。
- 3 昭和50年度に限り、同年8月に支払うべき福祉手当は、第6条第2項の規定にかかわらず、これを同年12月に支払うものとする。
- 4 平塚市特別児童福祉手当条例（昭和42年条例第20号）は、廃止する。
- 5 平塚市特別児童福祉手当条例に基づく施行日の前日までの特別児童福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 6 施行日の前日において平塚市特別児童福祉手当条例に基づいて特別児童福祉手当の支給を受けていた障害者について施行日に福祉手当の支給要件を備えるときは、当該障害者については、第5条の規定にかかわらず、同日に同条の規定による福祉手当の支給の決定があつたものとみなす。

付 則（昭和55年3月28日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 改正後の平塚市心身障害者福祉手当条例第4条の規定は、昭和55年4月分の福祉手当から適用し、昭和55年3月分までの福祉手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和56年3月26日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 改正後の平塚市心身障害者福祉手当条例第4条の規定は、昭和56年4月分の福祉手当から適用し、昭和56年3月分までの福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月22日条例第5号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、平成3年4月分の福祉手当から適用し、平

成3年3月分までの福祉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月25日条例第8号）抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月21日条例第3号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月22日条例第8号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月23日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2号の改正規定及び第2条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第9号）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前から引き続き改正前の第3条本文に規定する障害者である者については、改正後の同条本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月20日条例第23号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第19号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第31号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。